

○草加市農業委員会の委員の選任に関する要綱

平成30年1月10日

告示第12—2号

改正 令和2年3月31日告示第270号

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）及び草加市農業委員会委員定数条例（平成29年条例第26号）に基づき任命する草加市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の選任に関する手続等に関し、法及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号。次条第2項において「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦の求め及び募集)

第2条 法第9条第1項の規定による農業委員の候補者に係る推薦の求め及び農業委員になろうとする者の募集は、次の方法により行うものとする。

- (1) 市内に居住する農業者2名以上による推薦
- (2) 農業者が組織する団体その他の関係者による推薦
- (3) 一般公募

2 省令第5条第1項に規定する書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とし、その提出方法は、持参又は郵送とする。

- (1) 前項第1号の推薦 草加市農業委員会委員推薦書（個人推薦用）（第1号様式）
- (2) 前項第2号の推薦 草加市農業委員会委員推薦書（団体推薦用）（第2号様式）
- (3) 一般公募 草加市農業委員会委員応募申込書（第3号様式）

3 推薦の求め及び募集に当たっては、市ホームページその他の広報媒体を利用する等の方法により周知に努めるものとする。

(推薦及び募集状況の公表)

第3条 法第9条第2項の規定による公表は、市ホームページにおいて行うものとする。

(選考委員会)

第4条 第2条の規定により農業委員の候補者の推薦を受けた者及び農業委員になろうとする者の募集に応募した者（以下この条において「農業委員候補者」という。）の評価及び選考を行うため、農業委員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置

く。

2 選考委員会は、別に定める基準に基づき、農業委員候補者の農業委員としての適正に関する書類審査、活動履歴の評価等による選考を行い、その結果を市長に報告するものとする。

3 選考委員会は、副市長、総合政策部長、総務部長、自治文化部長及び都市整備部長並びに農業委員会事務局長をもって組織する。

4 選考委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には副市長を、副委員長には自治文化部長をもって充てる。

5 委員長は、選考委員会を代表し、会務を掌理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(選考委員会の会議等)

第5条 選考委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 選考委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 選考委員会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

5 選考委員会の庶務は、自治文化部都市農業振興課において処理する。

6 前条及びこの条に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

(令2告示270・一部改正)

(農業委員の選定)

第6条 市長は、第4条第2項の規定による報告を受け、農業委員候補者のうちから農業委員に任命しようとする者を決定する。

(農業委員の補充)

第7条 市長は、罷免、失職又は辞任により農業委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて、この要綱に定める手続により、農業委員の補充に努めるものとする。

2 市長は、農業委員の欠員が3人を超えた場合は、速やかにこの要綱に定める手続により、農業委員を補充しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、農業委員の選任に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年告示第270号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。